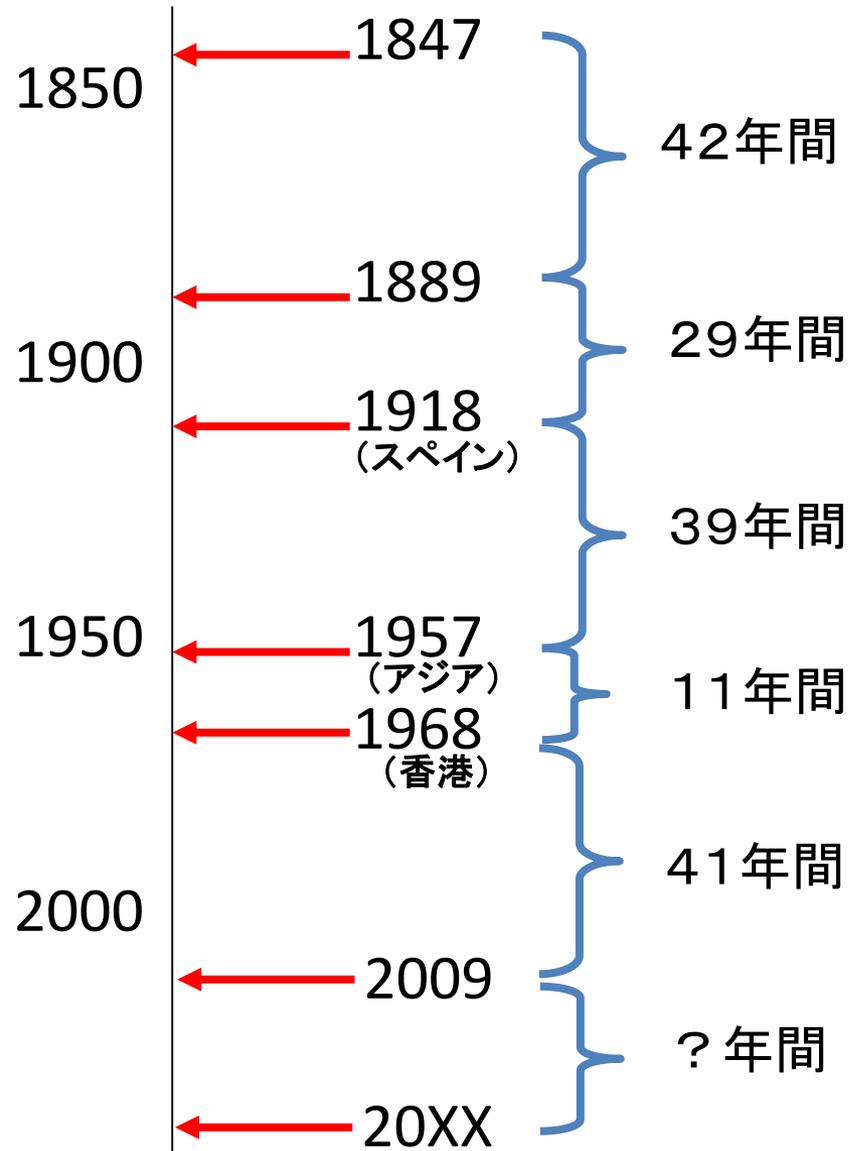


国の新型インフルエンザ対策の現状

厚生労働省健康局結核感染症課
新型インフルエンザ対策推進室

新型インフルエンザの出現時期

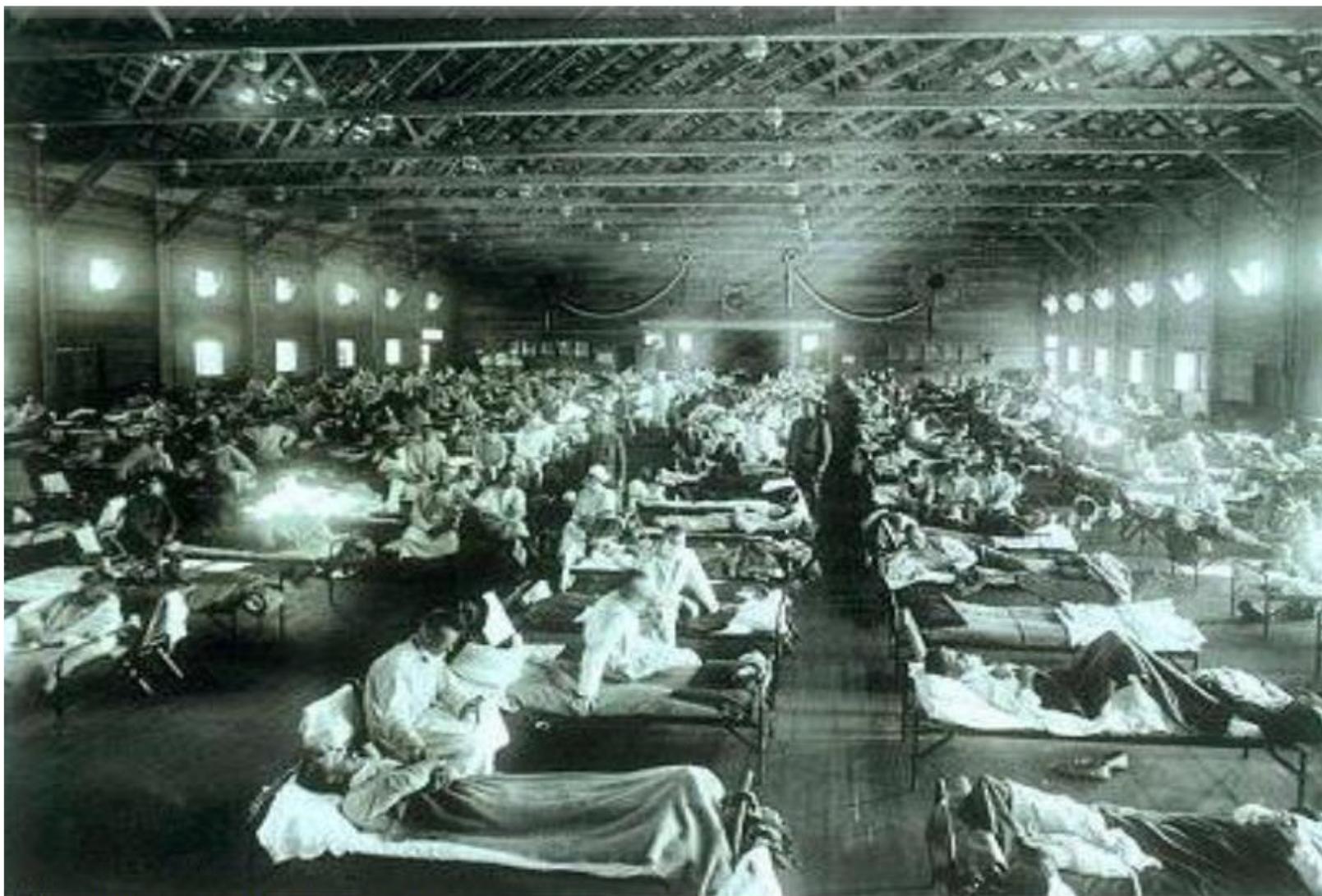


新型インフルエンザの出現周期

10年から40年の周期で出現し、世界的に大きな流行を繰り返している

流行年	通称	死亡者数
1918-1919年 (H1N1ウイルス)	スペインインフルエンザ	4,000万人
1957-1958年 (H2N2ウイルス)	アジアインフルエンザ	200万人以上
1968-1969年 (H3N2ウイルス)	香港インフルエンザ	100万人以上

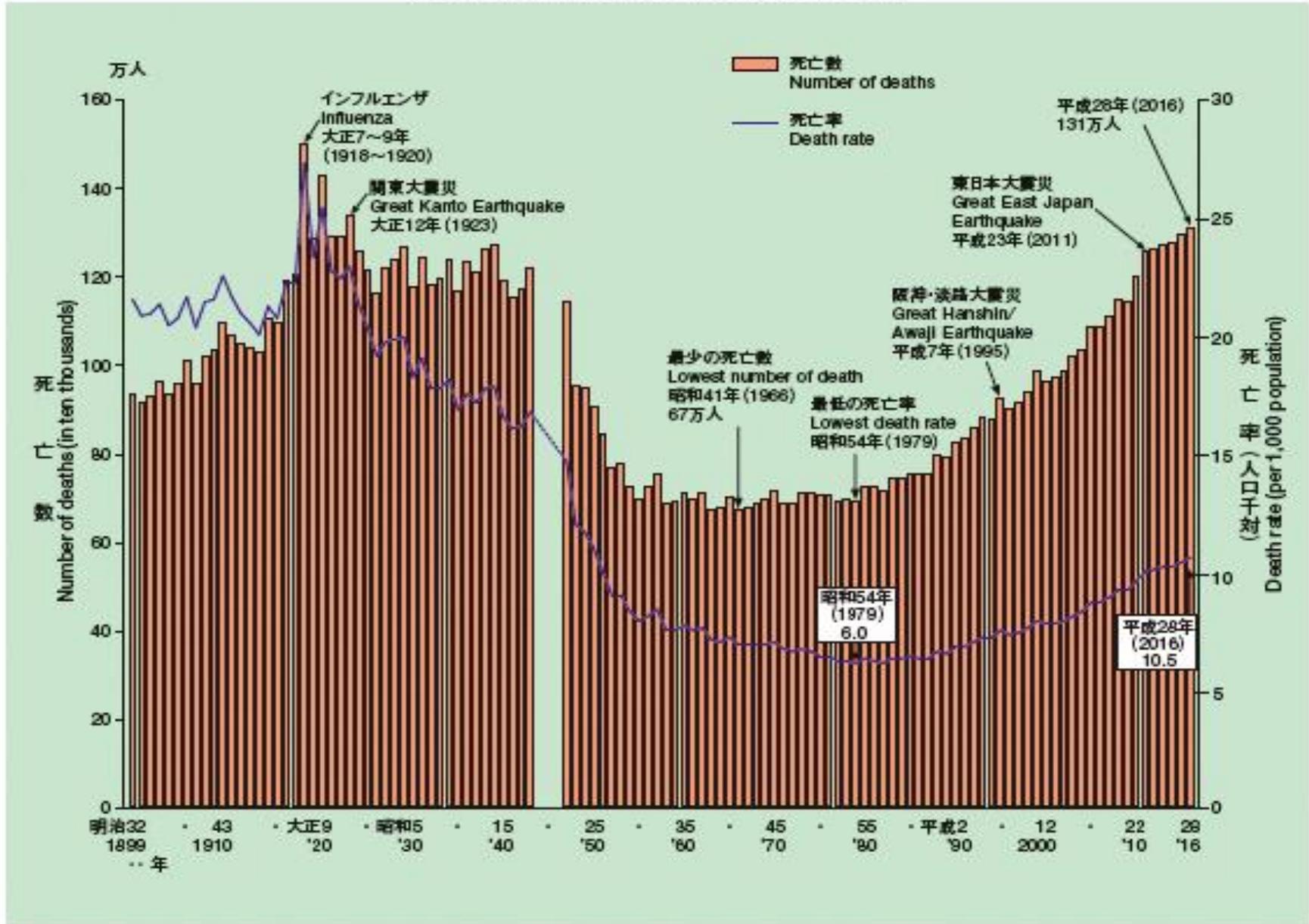
スペインインフルエンザ (1918-19年)



(出典) Alfred W. Crosby, 西村秀一訳：史上最悪のインフルエンザ，みすず書房，2004（53頁）

死亡数及び死亡率の年次推移—明治32～平成28年—

Trends in deaths and death rates, 1899-2016



注：点線は数値なし。

平成30年度 我が国の人口動態

我が国のパンデミックインフルエンザの被害想定

	1918年スペイン インフルエンザ	09年パンデミック	被害想定
罹患者	約2,380万人(当時の人口約5,500万人)	約2,000万人	全人口の最大25%が流行期間(約8週間)にピークを作り順次罹患
医療機関 受診者		約2,000万人 ※ただし季節性インフルエンザ患者を含む	約1,300ー約2,500万人
致命率	約2%	0.00016(人口100人対) 0.16(人口10万対)	0.53(中等度)ー2.0(重度)(人口100人対)
入院者		約1.8万人	約53万人(中)ー約200万人(重)
死亡者	約40万人	203人	約17万人(中)ー約64万人(重)
欠勤			従業員の最大5%(ピーク時) ※家族の世話や看護などのため出勤が困難となる者は、従業員の最大40%

参考: 新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (想定: 米国CDC モデル Flu Aid, Flu Surge1.0 を使った試算)、
国立感染症研究所
流行性感冒(内務省衛生局編)

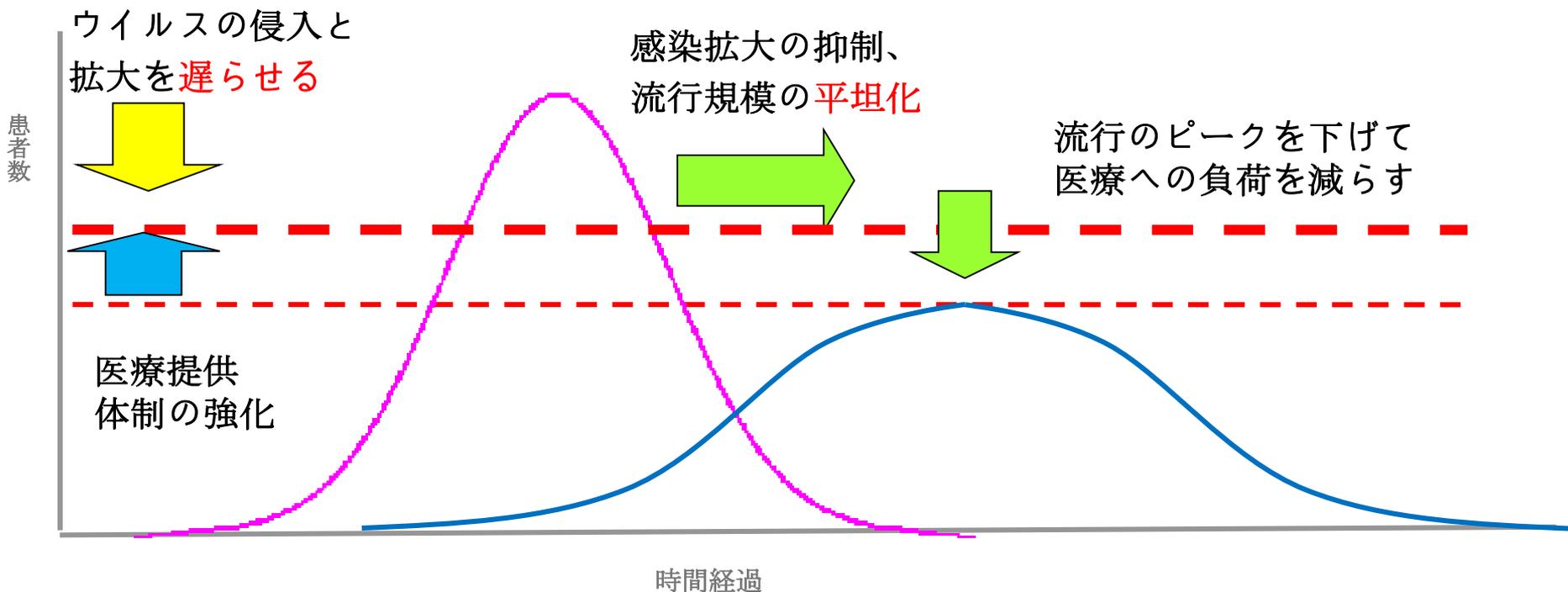
日本の新型インフルエンザ対策

新型インフルエンザ対策の全体像

国民の生命及び健康に著しく重大な被害を与えるおそれがある新型インフルエンザ等への対策は、

- ① 不要不急の外出の自粛要請、施設の使用制限等の要請、各事業者における業務縮小等による接触機会の抑制等の感染対策
- ② ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等を含めた医療対応を組み合わせて総合的に行うことが必要である。

新型インフルエンザ等対策政府行動計画(平成25年6月 閣議決定)

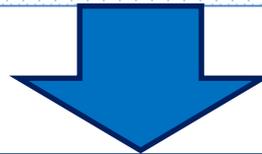


新型インフルエンザ等対策特別措置法について

(背景)

- 東南アジアなどを中心に、家禽類の間でH5N1亜型の高病原性鳥インフルエンザが発生しており、このウイルスが家禽類からヒトに感染し、死亡する例が報告。
- このような高病原性鳥インフルエンザ（H5N1）のウイルスがヒトからヒトへ効率よく感染する能力を獲得し、病原性の高い新型インフルエンザが発生することが懸念。

- 平成21年に発生した新型インフルエンザ（A/H1N1）の経験を踏まえ、
 - ・平成23年9月20日に、政府の「新型インフルエンザ対策行動計画」を改定
 - ・新型インフルエンザ対策の実効性を確保するため、**各種対策の法的根拠の明確化など法的整備の必要性**
 - ・国民生活及び国民経済に重大な影響を及ぼすおそれを鑑み、**感染症法、検疫法、予防接種法等を補う（特措法のみで対策を行うわけではない）**



新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月公布、平成25年6月施行）

新型インフルエンザ及び全国的かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

新型インフルエンザ等対策特別措置法の概要

～危機管理としての新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症対策のために～

新型インフルエンザ及び全国かつ急速なまん延のおそれのある新感染症に対する対策の強化を図り、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び国民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

1. 体制整備等

(1) 行動計画の作成等の体制整備

- ① 国、地方公共団体の行動計画の作成、物資・資材の備蓄、訓練、国民への知識の普及
 - ② 指定公共機関(医療、医薬品・医療機器の製造・販売、電力、ガス、輸送等を営む法人)の指定・業務計画の作成
- (2) 権利に制限が加えられるときであっても、当該制限は必要最小限のものとする
- (3) 発生時に国、都道府県の対策本部を設置、新型インフルエンザ等緊急事態に市町村の対策本部を設置
- (4) 発生時における**特定接種**(登録事業者(※)の従業員等に対する先行的予防接種)の実施
※医療提供又は国民生活・国民経済の安定に寄与する業務を行う事業者であつて、厚生労働大臣の登録を受けているもの
- (5) 海外発生時の水際対策の的確な実施

「新型インフルエンザ等緊急事態宣言」

新型インフルエンザ等(国民の生命・健康に著しく重大な被害を与えるおそれがあるものに限る)が国内で発生し、全国かつ急速なまん延により、国民生活及び国民経済に甚大な影響を及ぼすおそれがあると認められるとき

2. 「新型インフルエンザ等緊急事態」発生の際の措置

- ① 外出自粛要請、興行場、催物等の制限等の要請・指示(潜伏期間、治癒するまでの期間等を考慮)
- ② 住民に対する予防接種の実施(国による必要な財政負担)
- ③ 医療提供体制の確保(臨時の医療施設等)
- ④ 緊急物資の運送の要請・指示
- ⑤ 政令で定める特定物資の売渡しの要請・収用
- ⑥ 埋葬・火葬の特例
- ⑦ 生活関連物資等の価格の安定(国民生活安定緊急措置法等の的確な運用)
- ⑧ 行政上の申請期限の延長等
- ⑨ 政府関係金融機関等による融資



○ 施行日:平成25年4月13日 ※法律の公布日 平成24年5月11日

発生段階ごとの対策の概要（1）

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生をできる限り遅らせる 国内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 対策の主眼を早期の積極的な感染拡大防止から被害軽減に変更 必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復
①実施体制	<p>国、地方公共団体、指定公共機関等を挙げての体制強化</p> <ul style="list-style-type: none"> 対策本部の設置（政府・都道府県） ※疑いの段階で必要に応じ、閣僚会議を開催 基本的対処方針の決定 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生の初期に必要なに応じ政府現地対策本部の設置 <p>★必要に応じて緊急事態宣言（市町村対策本部の設置）</p> <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国内感染の拡大に伴う基本的対処方針の変更 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 基本的対処方針の変更 対策の見直し <p>等</p>
②サーベイランス・情報収集	<p>発生段階に応じたサーベイランスの実施</p> <ul style="list-style-type: none"> 国際的な連携による情報収集 国内発生に備えたサーベイランス体制の強化 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 新型インフルエンザ等患者の全数把握 患者の臨床情報把握 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 入院患者、死亡者の発生動向を調査、重症化の状況を把握 集団発生の把握（患者の増加に伴い全数把握は中止） <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各国の対応に係る情報収集 引続き学校等における集団発生状況の把握 <p>等</p>
③情報提供・共有	<p>一元的な情報発信、国民への分かりやすい情報提供</p> <ul style="list-style-type: none"> 海外での発生状況情報提供 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体との情報共有の強化、国民への情報発信の強化 コールセンター等の充実・強化 <p>等</p>	<p>同左</p>	<ul style="list-style-type: none"> 情報提供のあり方の見直し コールセンター等に寄せられた問い合わせのとりまとめ <p>等</p>

（注）段階はあくまで目安として、必要な対策を柔軟に選択し、実施する。 ★新型インフルエンザ等緊急事態宣言時のみ必要に応じて実施する措置 9

発生段階ごとの対策の概要（2）

	海外発生期	国内発生早期	国内感染期	小康期
対策の考え方	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生をできる限り遅らせる 国内発生に備えての体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 流行のピークを遅らせるための感染対策を実施 感染拡大に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 早期の積極的な感染対策から被害軽減に変更 必要なライフライン等の事業活動を継続 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた第一波の評価 医療体制、社会経済活動の回復
④ 予防・まん延防止	<ul style="list-style-type: none"> 水際対策の開始 ワクチンの確保 特定接種の準備・開始 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種の準備・開始 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 ★不要不急の外出の自粛要請 ★学校等の施設の使用制限 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 住民等に対する手洗い、咳エチケット等の勧奨 住民接種の継続 ★不要不急の外出の自粛要請 ※ ★学校等の施設の使用制限 ※ 等 ※患者数増加に伴い医療体制の負荷が過大となる特別な場合 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた住民に対する予防接種の継続 <p>等</p>
⑤ 医療	<ul style="list-style-type: none"> 国内発生に備えた医療体制整備 「帰国者接触者外来」の設置 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 専用外来における医療提供の継続 必要に応じた一般医療機関における診療の開始 診断・治療に資する情報等の医療機関への提供 抗インフルエンザウイルス薬の適正な流通指導 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ファクシミリによる処方せん送付 備蓄している抗インフルエンザ薬の使用 医療従事者に対する従事要請及び補償 ★臨時の医療施設の設置 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 抗インフルエンザウイルス薬の備蓄 <p>等</p>
⑥ 国民生活及び国民経済の安定の確保	<ul style="list-style-type: none"> 指定公共機関等の事業継続に向けた準備 職場における感染対策の準備 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売惜しみが生じないように要請 ★指定公共機関は業務の実施のための必要な措置を開始 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> 消費者としての適切な行動の呼びかけ、事業者に買占め・売惜しみが生じないように要請 ★緊急物資の運送 ★生活関連物資等の価格の安定 ★物資の売渡しの要請 ★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 ★権利利益の保全 <p>等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ★新型インフルエンザ等緊急事態に関する融資 <p>等</p>

未発生期（事前の準備）

・行動計画等の作成（国、地方公共団体、指定公共機関等） / ・訓練の実施 / ・感染症や公衆衛生に関する情報提供 / ・ワクチンの研究開発 / ・ワクチンの備蓄 / ・ワクチンの接種体制の整備 / ・抗インフル薬の備蓄 / ・地域医療体制の整備

新型インフルエンザ等対策ガイドラインの概要

- 各分野における対策の具体的な内容・実施方法等を明記。
- 本ガイドラインの周知・啓発により、国のみならず、地方公共団体、医療機関、事業者、家庭、個人等における具体的な取組をより促進。

サーベイランス・情報収集、情報提供・共有

1. サーベイランスに関するガイドライン

: 平時よりインフルエンザの発生動向について情報収集及び分析評価を行える体制を整備し、対策立案・国民等への情報還元を活用。

2. 情報提供・共有(リスクコミュニケーション)に関するガイドライン

: 国民や関係機関に適切な情報提供を行い、その理解と協力を求め、社会的混乱を防止。情報提供体制の整備。

予防・まん延防止

3. 水際対策に関するガイドライン

: 国内でのまん延をできるだけ遅らせるため、病原性等に応じた検疫を実施。在外邦人への支援等を実施。

4. まん延防止に関するガイドライン

: 流行のピークをできるだけ遅らせ、またそのピーク時の患者数等を小さくし、患者数を医療提供能力の範囲内に抑制するため、咳エチケット・手洗い等の促進や、緊急事態においては不要不急の外出の自粛、施設の使用制限の要請などのまん延防止対策を実施。

5. 予防接種に関するガイドライン

: ワクチンの確保、供給体制、特定接種及び住民接種の接種対象者および接種体制等を提示。

医療

6. 医療体制に関するガイドライン

: 医療提供体制を整備し、発生段階や役割分担に応じた適切な医療を提供。

7. 抗インフルエンザウイルス薬に関するガイドライン

: 抗インフルエンザウイルス薬を備蓄し、流通体制を整備するとともに、医療機関における適切な投与方法を周知。

国民生活及び国民経済の安定の確保

8. 事業者・職場における新型インフルエンザ等対策ガイドライン

: 事業継続計画の策定や対策体制の確立等、事業者や職場における社会・経済機能の維持等に向けた取組を促進。

9. 個人、家庭及び地域における新型インフルエンザ対策等に関するガイドライン

: 個人、家庭や地域に求められる準備や発生時における適切な行動を啓発。

10. 埋火葬の円滑な実施に関するガイドライン

: 死亡者が多数となった場合の埋火葬に関する体制を整備。

プレパンデミックワクチンの備蓄の位置付け

新型インフルエンザ等対策政府行動計画 (平成25年6月閣議決定)

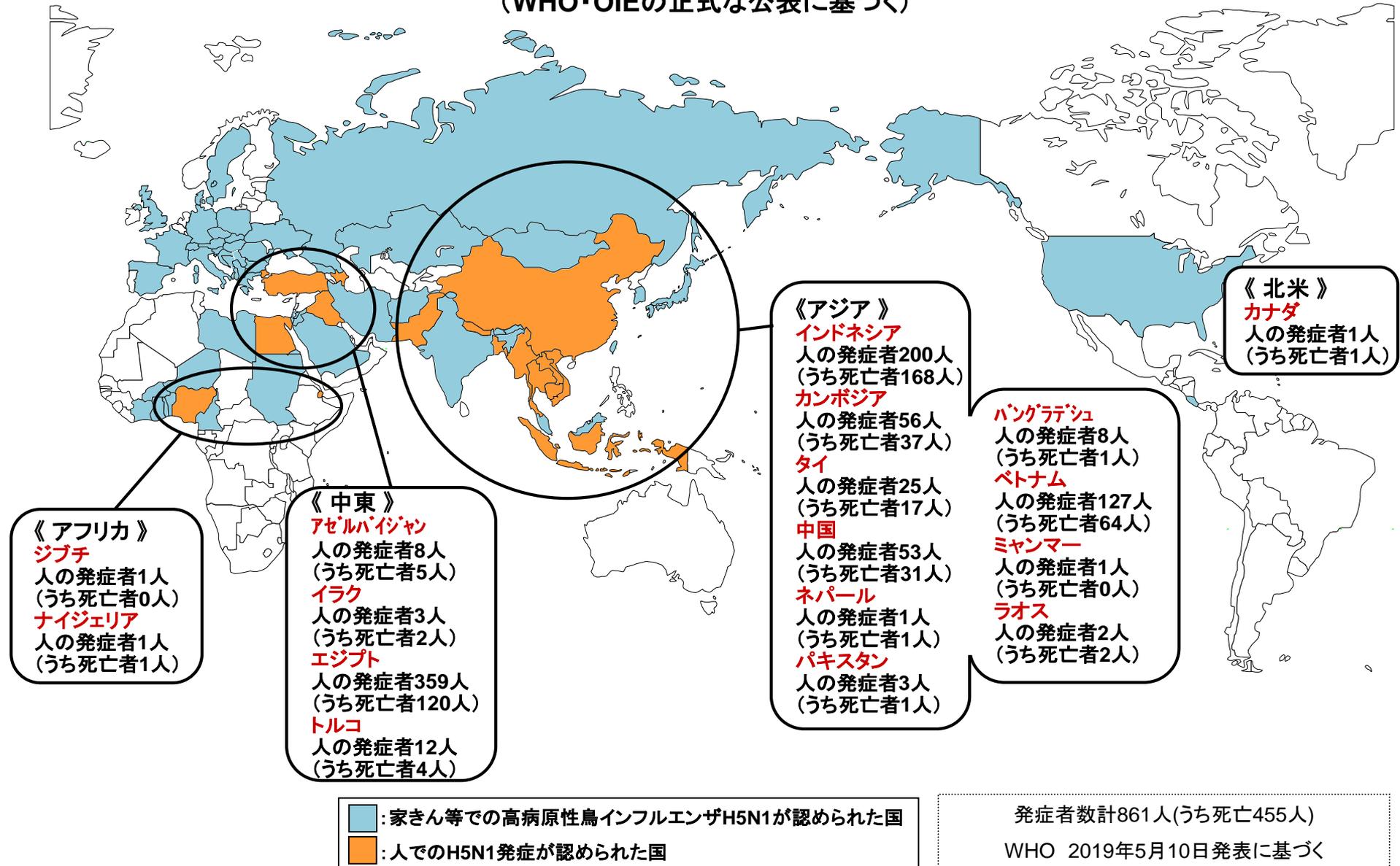
パンデミックワクチンの開発・製造には発生後の一定の時間がかかるため、それまでの間の対応として、医療従事者や国民生活及び国民経済の安定に寄与する業務に従事する者等に対し、感染対策の一つとして、プレパンデミックワクチンの接種を行えるよう、その原液の製造・備蓄(一部製剤化)を進める。

予防接種に関するガイドライン (平成25年6月 関係省庁対策会議決定)

- ウイルスの遺伝子構造の変異等に伴い、新しい分離ウイルス株の入手状況に応じてワクチン製造用候補株の見直しを検討し、その結果に即して製造を行う。
- 新型インフルエンザ発生後、最も有効性が期待されるウイルス株を選択。その際、流行している新型インフルエンザウイルスと、以前にプレパンデミックワクチンを接種した者の保存血清から交差免疫性を検討する。

鳥インフルエンザA(H5N1)発生国及びヒトでの確定症例(2003年11月以降)

(WHO・OIEの正式な公表に基づく)



鳥インフルエンザA(H7N9)のヒトへの感染の対応について

経緯：平成25年3月以降、新たな鳥インフルエンザA(H7N9)ウイルスのヒト感染患者1568名の報告がある。感染患者のうち、少なくとも615名の死者が報告されている。発生地域は中国(4市19省4自治区)、香港特別区・マカオ特別区・台湾・マレーシア(輸入症例)・カナダ(輸入症例)(図)。平成28年末から中国における感染者の急な増加がみられ、過去の流行期に比べて発生規模が大きくなっているが、感染者の状況やウイルスの性質は過去の流行期と同様とされており、継続して状況を注視している。

(平成31年4月9日WHO発表に基づく。)



主な特徴

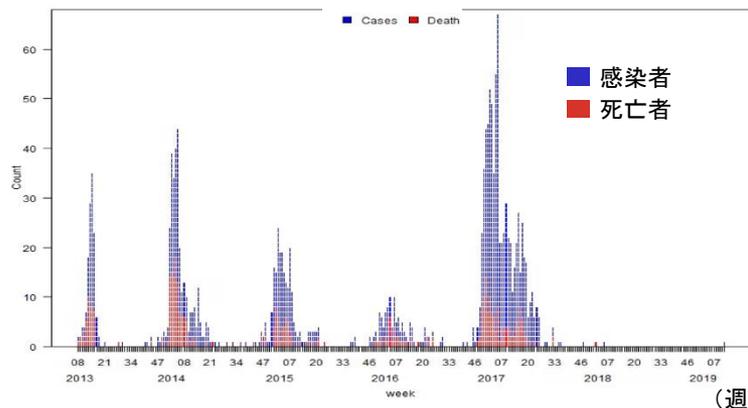
- 感染源は未確定だが、生きた家きん等との接触による可能性が最も高い。
- 持続的なヒト-ヒト感染は認められていない。
- 抗ウイルス薬は一定の効果あり。
- ヒトにおける病原性や感染性の変化は認められない。

厚生労働省の主な対応

- 法的整備：感染症法に基づく二類感染症に位置づけ
検疫法に基づく検疫感染症に位置づけ
- 検疫：検疫所の検査体制の整備、検疫所での注意喚起
(ポスターや健康カード等)
- 国内監視体制：自治体(地方衛生研究所)の検査体制の整備
- 情報収集・発信：WHOや専門家ネットワーク等を活用した情報
収集・分析、国立感染症研究所リスクアセスメントの発信
- ワクチン：パンデミック発生時にプロトタイプワクチンとして対応可能
H7N9のワクチンを備蓄予定

<WHO発表の感染者数(死亡者数)> ※ WHO発表より(2019年6月24日報告)

発症週別の感染者・死亡者数(出典：WHOの平成31年4月9日発表)



2017年						2018年			2019年		
7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月-12月	1月-2月	3月	4月-5月
2 (0)	5 (2)	1 (0)	0 (0)	1 (0)	0 (0)	1 (1)	1 (0)	0 (0)	0 (0)	1 (1)	0 (0)

プレパンデミックワクチンの備蓄方針決定に係る 4つの視点及び3つの指標

備蓄方針については、平成28年10月の第19回厚生科学審議会において、以下の4点を踏まえた上で、検討時点で、「**危機管理上の重要性**」の高いワクチン株の備蓄を優先するとされた。

- (1)近年の鳥インフルエンザ発生の疫学的な状況
- (2)パンデミック発生の危険性
- (3)パンデミックが発生した際の社会への影響
- (4)発生しているウイルスとワクチン株の抗原性

※「**危機管理上の重要性**」については、以下の指標を用いて総合的に評価し判断する。

- ①人での感染事例が多い
- ②人での重症度が高い
- ③日本との往来が多い国や地域での感染事例が多い

細胞培養法ワクチン実生産施設整備等推進事業について

<政府行動計画の記載>

(4) 予防・まん延防止－2 予防接種－1 研究開発 ① 国は、新型インフルエンザ発生後、ワクチン製造用のウイルス株が決定されてから6か月以内に国民分のパンデミックワクチンを製造することを目指し、細胞培養法など新しいワクチン製造法や、経鼻粘膜ワクチン等の投与方法等の研究・開発を促進するとともに、生産ラインの整備を推進する。また、これらのワクチン開発に合わせて、小児への接種用量についても検討を行う。

<細胞培養法ワクチン実生産施設整備等推進事業>

事業概要

- 国民分の新型インフルエンザワクチンの生産期間について、鶏卵培養法では1年半から2年程度の期間を要するところ、これを約半年に短縮するため、日本国内において細胞培養法による新型インフルエンザワクチンの生産・供給体制の構築を図る。
- 平成23年8月から、細胞培養法による新型インフルエンザワクチンの実生産施設の整備とともに、臨床開発(治験)等を促進することで、早期に細胞培養法による新型インフルエンザワクチンに係る薬事法上の承認申請が行われるよう促す第2次事業(※)を実施した。
- 本事業では、一般財団法人化学及血清療法研究所(現、KMバイオロジクス株式会社)および武田薬品工業株式会社は事業目標を達成したが、北里第一三共ワクチン株式会社(現、第一三共バイオテック株式会社)は期日までに目標生産量に到達できなかったことから平成31年3月末まで延長した。また、国民分のワクチンの生産体制の確保を図るため、第2次事業の追加公募を行い、化学及血清療法研究所および武田薬品工業において平成26年4月から平成31年3月末にかけて事業を実施した。

(※) 第1次事業は細胞培養法による新型インフルエンザワクチンに係る基礎研究、非臨床・品質試験、実生産規模での製法の検討を行った。



事業の成果

令和元年5月に開催した新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業評価委員会における評価結果

事業全体の成果

- 小児用ワクチンの接種用量は成人に比べて少ないことを考慮すると、全国民へのワクチン接種が可能となる。
- これを踏まえ、新型インフルエンザワクチン開発・生産体制整備事業評価委員会において、全国民分のワクチンの生産体制の確保という当初の事業目標を達成したと評価された。

各社の詳細

- KMバイオロジクス株式会社は、第2次事業分として既に製造体制を整備していた4,000万人分も含めて、合計5,700万人分。
- 武田薬品工業株式会社は、第2次事業分として既に製造体制を整備していた2,500万人分も含めて、合計3,300万人分。
- 北里第一三共ワクチン株式会社は、約2,300万人分。

採択事業者名	ワクチン生産量 (生産開始後半年で見込まれる生産量)	現状
一般財団法人化学及血清療法研究所 (現: KMバイオロジクス株式会社)	5,700万人分	H5N1ワクチン及びプロトタイプワクチンの薬事承認取得
武田薬品工業株式会社	3,300万人分	H5N1ワクチン及びプロトタイプワクチンの薬事承認取得
北里第一三共ワクチン株式会社 (現: 第一三共バイオテック株式会社)	2,300万人分	H5N1ワクチンの薬事承認取得、プロトタイプワクチンは薬事申請予定

※プロトタイプワクチンとは、パンデミックワクチンの迅速な開発・製造のため、ウイルスに応じて製造株の変更(H5N1以外の亜型への変更も含む)を想定した模擬ワクチン

新型インフルエンザ等住民接種 実施要領について

概要

〈背景〉

- 新型インフルエンザ等対策特別措置法及び政府行動計画において、市町村が住民接種の実施主体として定められたことを受け、市町村において速やかに住民接種の体制を構築し実施できるよう、実施要領を作成した。

〈内容〉

- 市町村が行う住民接種の体制に関する準備に資するよう、住民接種の進め方に従って、「実施計画の策定」、「流通」、「実施方法」を示す。
- 平成25年に策定された「新型インフルエンザ等対策ガイドライン」を補完するもの。
- 本接種要領は、主に緊急事態宣言に基づき実施される「臨時接種」において使用されることを想定しとりまとめているが、緊急事態宣言が出されていない状況で実施される場合でも参考とする。

経緯

- 平成25年4月 新型インフルエンザ等対策特別措置法施行
- 平成25年6月 新型インフルエンザ等政府行動計画・ガイドライン策定
- 平成26年3月 市町村のための新型インフルエンザ等住民接種に関する集団的予防接種のための手引き（暫定版）策定
- 平成27年3月 新型インフルエンザ等発生時における住民接種体制構築に関する手引き（暫定版）策定
- 平成31年3月 新型インフルエンザ等対策に係る住民接種 実施要領 策定

今後の予定

- 令和元年夏頃 Q/A発出
今後状況に応じて実施要領の改定を検討

住民接種実施計画においてお願いしたいこと

医療機関

- 接種会場での実施する際の協力と試算
(どの程度のスタッフで、1時間当たりの接種可能人数)
- 自治体とともに接種会場の運営へのご協力

市区町村

- 接種会場の確保（人員を含め）
- 医療機関等とともに接種会場の運営へのご協力
- 都道府県とともにワクチン等の流通体制確保

都道府県

- 市区町村とともにワクチン等の流通体制確保
- 都道府県の接種体制における課題の国への報告

新型インフルエンザ対策における 今後の抗インフルエンザウイルス薬備蓄の考え方

旧

現行

①全り患者の治療(3,200万人分)

- ✓ 人口25%が新型インフルエンザウイルスに罹患し、その全員が受診

②予防投与(300万人分)

- ✓ 発生早期には、感染拡大防止のため、同じ職場の者などに投与する可能性
- ✓ 十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した医療従事者等に投与する可能性

③季節性インフルエンザの同時流行

(1,270万人)

季節性インフルエンザウイルスが同時流行し、全患者に投与した場合

※過去3年の推計患者数の平均

①全り患者の治療(3,200万人分)(変更なし)

- ✓ 人口25%が新型インフルエンザウイルスに罹患し、その全員が受診

②予防投与(300万人分)(変更なし)

- ✓ 発生早期には、感染拡大防止のため、同じ職場の者などに投与する可能性
- ✓ 十分な感染防止策を行わずに患者に濃厚接触した医療従事者等に投与する可能性

③季節性インフルエンザの同時流行

(1,000万人)

季節性インフルエンザウイルスが同時流行し、全患者に投与した場合

※過去3シーズンの推計患者数の平均

新型インフルエンザ対策における医療体制に関する情報提供・共有の強化について

経緯

- ① 医療体制の整備の強化及び体制整備の状況調査の実施
 - 平成20年10月に「新型インフルエンザ患者入院医療機関設備整備事業費補助金制度」を開始し、医療体制の整備の強化を開始した。
 - 平成21年4月に新型インフルエンザ(A・H1N1)が発生し、同年5月以降、都道府県を通じて毎年「新型インフルエンザ患者入院医療機関」の調査を実施。
- ② 医療体制の整備の進捗を受けた、情報提供・共有のあり方
 - 以前は医療体制が整っていない都道府県も多くあったことから、全国的に一元的な情報提供・共有を行うことは困難であったが、平成30年度の「新型インフルエンザ患者入院医療機関」調査結果では、全ての都道府県で一定程度の入院医療機関が確保されていた。
 - そのため、今後は、国民に平時から一元的な情報提供・共有を行うことにより、発生時に国民が迅速かつ適切に診断、治療を受けることが可能となると考えられる。



情報提供・共有の強化

第31回厚生科学審議会感染症部会(平成31年1月28日開催)了承事項

- 「新型インフルエンザ患者入院医療機関」の情報を、厚生労働省ホームページにまとめて記載する。
- 今後、コールセンター、帰国者・接触者センター及び帰国者・接触者外来も同ホームページで掲載し、情報公開する。
- (注) 「新型インフルエンザ入院医療機関」については、令和元年度中に厚生労働省ホームページに掲載する。コールセンターと帰国者・接触者センターについては、発生時に掲載する。帰国者・接触者外来については、令和元年度に調査を開始し、その結果をもとに掲載を目指す。

新型インフルエンザ発生時の 相談先と医療機関

現在、新型インフルエンザは発生していません。

【一般的な相談窓口】

- コールセンター

【症状があるときの相談窓口】

- 帰国者・接触者相談センター



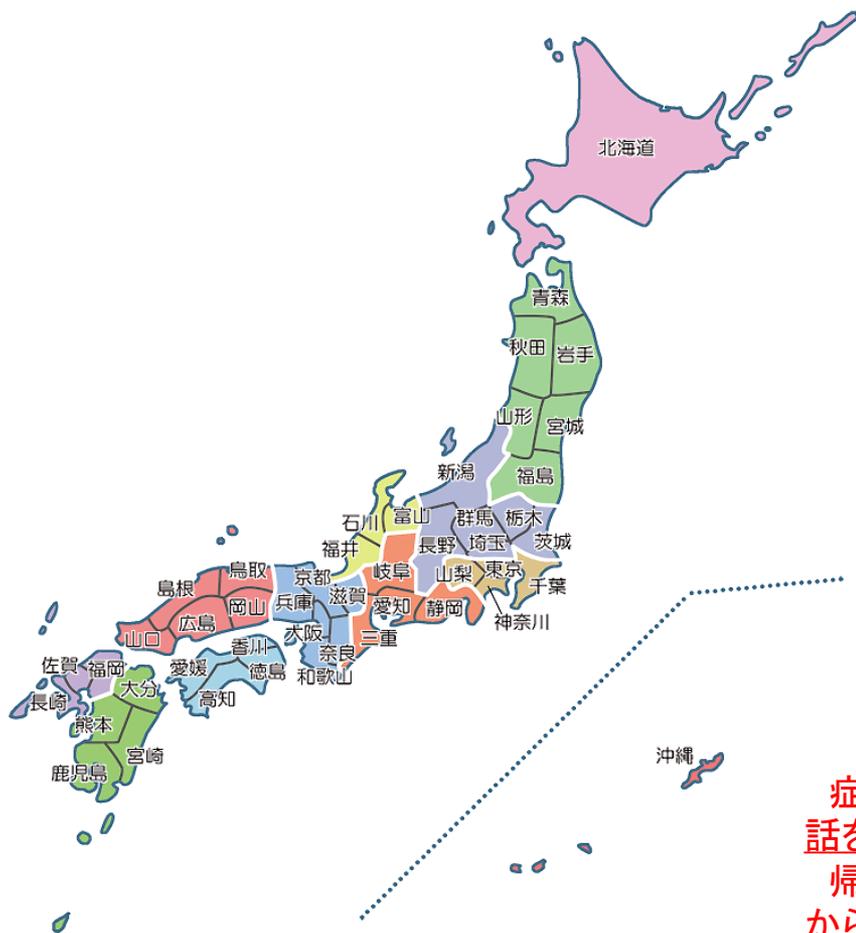
- 帰国者・接触者外来



- 新型インフルエンザ患者入院医療機関

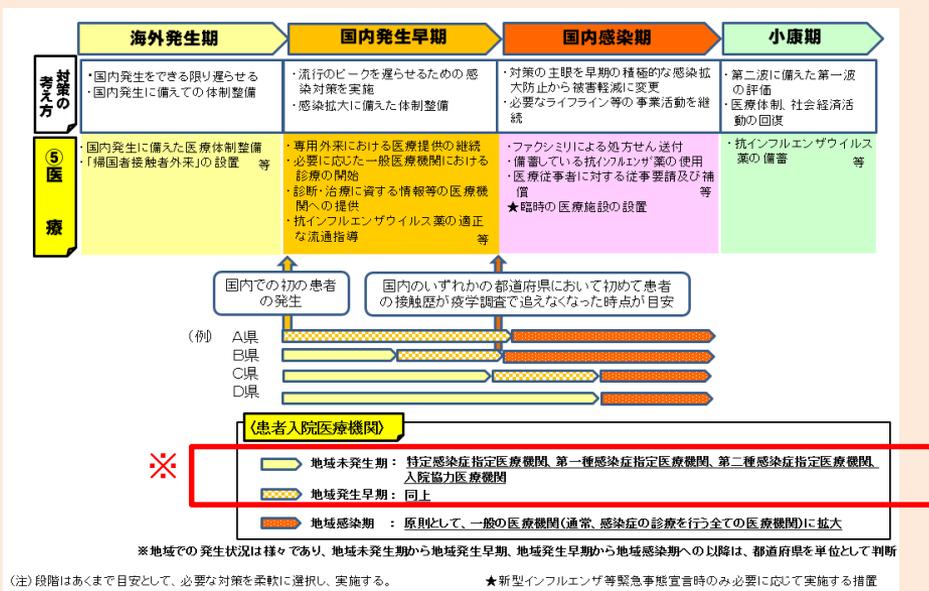
症状がある場合は、まず帰国者・接触者相談センターに必ず電話をしてください。

帰国者・接触者外来については、帰国者・接触者相談センターから紹介します。直接、帰国者・接触者外来に行かないでください。



新型インフルエンザ患者入院医療機関

新型インフルエンザが、海外で発生(海外発生期)してから、国内の地域でまん延する前(地域発生期)まで(図の※マーク)に、帰国者・接触者外来より紹介された新型インフルエンザ患者に係る必要な治療が、継続的に行われるように診療体制が整備されている入院施設です。



所在地等をお選びください

令和元年〇月

- ▶ 01 北海道 ▶ 02 青森県 ▶ 03 岩手県 ▶ 04 宮城県 ▶ 05 秋田県 ▶ 06 山形県 ▶ 07 福島県
- ▶ 08 茨城県 ▶ 09 栃木県 ▶ 10 群馬県 ▶ 11 埼玉県 ▶ 12 千葉県 ▶ 13 東京都 ▶ 14 神奈川県
- ▶ 15 新潟県 ▶ 16 富山県 ▶ 17 石川県 ▶ 18 福井県 ▶ 19 山梨県 ▶ 20 長野県 ▶ 21 岐阜県
- ▶ 22 静岡県 ▶ 23 愛知県 ▶ 24 三重県 ▶ 25 滋賀県 ▶ 26 京都府 ▶ 27 大阪府 ▶ 28 兵庫県
- ▶ 29 奈良県 ▶ 30 和歌山県 ▶ 31 鳥取県 ▶ 32 島根県 ▶ 33 岡山県 ▶ 34 広島県 ▶ 35 山口県
- ▶ 36 徳島県 ▶ 37 香川県 ▶ 38 愛媛県 ▶ 39 高知県 ▶ 40 福岡県 ▶ 41 佐賀県 ▶ 42 長崎県
- ▶ 43 熊本県 ▶ 44 大分県 ▶ 45 宮崎県 ▶ 46 鹿児島県 ▶ 47 沖縄県

スペインインフルエンザから百年

普段からの準備と対策を改めて強調



1918年のスペインインフルエンザへの感染対策啓発ポスター



本年の咳エチケット啓発ポスター



テーマ別に探す

報道・広報

政策について

厚生労働省について

ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 健康・医療 > 健康 > 感染症・予防接種情報 > インフルエンザ対策

健康・医療

インフルエンザ対策

施策紹介

関連情報

トピックス

厚労省ウェブサイト インフルエンザ対策

内閣官房

Cabinet Secretariat

サイトマップ

トップページ	内閣官房の概要	所管法令	記者会見	報道発表	資料集
政策課題	国会提出法案	パブリックコメント等	情報公開・公文書管理	調達情報	リンク

[トップページ](#) > [新型インフルエンザ等対策](#)

内閣官房ウェブサイト 新型インフルエンザ等対策

新型インフルエンザ等対策

お知らせ:

1. [新型インフルエンザ等対策有識者会議\(第10回\)を開催しました。](#)
2. [新型インフルエンザ等対策に関する指定公共機関に係る説明会を開催しました。](#)
3. [新型インフルエンザ等対策に関する都道府県担当課長会議を開催しました。](#)
4. [新型インフルエンザ等対策ガイドライン等を作成しました。](#)